※前回配布の【資料２】Ｐ６～１６の差替え

Ⅴ　条例に盛り込むことが考えられる事項

１．条例の目的（「条例の目指すべき社会」及び「その社会を達成するための手段」）

○　提言書においては、「障がいの有無に関わらず市民一人ひとりが、障がいのある人の公正・平等の取り扱い、差別の禁止、虐待の防止及び支援・合理的配慮について定め、障がいのある人の人格及び人権が尊重されること、また、障がいのある人を取り巻く状況について理解を深めること」を条例制定の目的としています。

○　しかし、条例の目的規定としては、まず目的達成に必要な手段を掲げ、その後に目的を規定するという形が一般的であるため、今後の条文化作業に備え、「手段・目的」の形で目的規定を考えていくこととしました。

○　条例の目的については、提言書の内容を踏まえるとともに、千葉県や熊本県、八王子市などの目的規定を参考に、【たたき案】として下記のようなものが考えられます。

【~~たたき~~案】

「~~障がいのある人の人格及び人権が尊重され、~~障がいのある人~~の~~を取り巻く状況について理解を深める施策（＝条例の目指すべき社会を達成するための手段）」を推進することにより、障がいのある人の人格及び人権が尊重され、「社会的障壁のない『共に生きる社会』（＝条例の目指すべき社会）」の実現に寄与することを目的とする。

≪第９回委員意見≫

・目的については、共生社会の実現。将来的には、禁止しなくても全員が合理的配慮は当然という社会になるといい。

・差別の解消を主題とすれば、【たたき案】の「社会的障壁のない社会」を目的にするのは適切と考える。ただ、【たたき案】にある「障がいのある人の人格及び人権が尊重され」のフレーズというのは、これは手段というよりも、目的のフレーズに入れるべきものではないか。

・目的の【たたき案】の中で、理解を深める「施策」という言葉は、行政だけが行うような印象を受ける。別な言葉に置き換えられないか。

※千葉県などの目的規定の構成

・「○○○の施策」を推進し、もって「△△△社会」の実現に寄与することを目的とする

①「○○○の施策」の部分が、条例の目指すべき社会を達成するための手段

②「△△△社会」の部分が、条例の目指すべき社会

≪提言書≫

【１条例制定の意義・必要性】

・障がいのある人は、特別な存在ではない。条例制定の意義は、新潟市において、すべての市民が、障がいの有無に関わらずどのような状況にあっても、社会の一構成員として当たり前の自分らしい生活を生き生きと営み、支えあいのまちづくりに参加・参画し、それにより、誰もが暮らしやすい、共生の地域社会づくりを進めることが大切であることについて、市民共通の理解を広げることにあると考える。

・条例は、社会的障壁のない「共に生きる社会・新潟づくり」を目指し、障がいのある人の人格及び人権の尊重・保障について定めた、障害者権利条約を具現化・具体化しようとするものであり、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる政令市新潟を創っていくために必要である。

【２条例策定の目的】

・障がいの有無に関わらず市民一人ひとりが、障がいのある人の公正・平等の取り扱い、差別の禁止、虐待の防止及び支援・合理的配慮について定め、障がいのある人の人格及び人権が尊重されること、また、障がいのある人を取り巻く状況について理解を深めることを条例制定の目的とする。

【参考】制定済基本条例等における目指すべき社会と考えられる内容、及びその社会を達成するための手段

自治体名等	内　容
千葉県	（達成のための手段）障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策
	（目指すべき社会）障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会
北海道	（達成のための手段）暮らしやすい地域づくりを推進する施策
	（目指すべき社会）障がい者及び障がい児の権利を擁護するとともに、障がいがあることによって障がい者及び障がい児がいかなる差別、虐待も受けることのない暮らしやすい社会
岩手県	（達成のための手段）障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利

	~~益な取扱いの解消に関する施策~~
	~~（目指すべき社会）障がいのある人と障がいのない人とが互いに権利を尊重し合いながら共に学び共に生きる社会~~
~~さいたま市~~	~~（達成のための手段）障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策~~
	~~（目指すべき社会）市民が障害の有無にかかわらず、等しく市民として個人の尊厳と権利が尊重され、その権利を享受することができる地域社会~~
~~熊本県~~	~~（達成のための手段）障害者の権利擁護等のための施策~~
	~~（目指すべき社会）全ての県民が障害の有無にかかわらず社会の対等な構成員として安心して暮らすことのできる共生社会~~
~~八王子市~~	~~（達成のための手段）障害及び障害者に対する理解を広げ、差別をなくすための施策~~
	~~（目指すべき社会）市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に安心して暮らすことができる社会~~
~~障害者差別解消法~~	~~（達成のための手段）障害を理由とする差別の解消に関する施策~~
	~~（目指すべき社会）全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会~~

※第10回検討事項

２．条例の名称

○　条例の名称については、~~条例の目的（目指すべき社会等）を踏まえるとともに、部会報告書及び~~提言書において出された~~名称案を参考として、引き続き検討していきます。~~「『障がいのある人もない人も（＝「オール市民」という意味）一人ひとりが大切にされ（＝「様々な問題を解決できる力を持とう」という意味）いかされる（＝「当事者自身がいかされ、新潟市の中で貢献する」という意味）新潟市づくり条例』が、三つの重要な意味を含んでいて望ましい」という委員意見があった一方で、「名称として長すぎる」という意見もありました。

○　これらの意見を踏まえ、条例の名称については、次ページのものを第１案とすることとし、併せて略称を設けたいと考えています。なお、条例の方向性については、「障がい者差別の解消を主題とした条例」という意見が多数寄せられたため、これらを参考に略称案を考えてみました。

【~~たたき~~第１案】

・障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例

【略称案】

① 障がい者差別をなくす条例

② 障がい者差別解消条例

③ 障がい者の生きづらさ解消条例

④ 障がい者生き生き条例

⑤ 障がい者ハッピー条例

【第９回委員意見案】

・障がいのある人もない人も生き生きと暮らせる新潟市づくり条例

・だれもが「人」として生きていけるまち新潟市づくり条例

・障がい者差別をなくする新潟市まちづくり条例（略称：障がい者差別をなくする条例）

・障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされ、幸せに暮らせる新潟市づくり条例（略称：ハッピー条例）

【その他の案】

① 障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり基本条例

② 障がいのある人もない人もみんなで生きるために助け合う新潟市づくり基本条例

③ 障がいのある人もない人も共に暮らしやすい新潟市づくり条例

④ 誰もが自分らしく生き生きと暮らせる新潟市の障がい者基本条例

⑤ 障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例

⑥ 新潟市の障がい者に関する条例

≪第９回委員意見≫

・条例の名称につきましては、“障がいのある人もない人も生き生きと暮らせる新潟市づくり条例”というのを推薦します。今まで使用してきた仮称もいいと思うのですが、少し長いように感じますので。

・差別解消を主題とした条例がよい。条例の名称としては、【たたき案】の「障がいのある人もない人

も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例」が三つの重要な内容を含んでいて望ましい。一つ目は、「障がいのある人もない人も」という部分で、これはまさしくオール市民の問題であることを示している。二つ目に、「一人ひとりが大切にされ」という部分で、現実的に困っているさまざまな問題を解決、解消できる力を持とうということを示している。　三つ目に「いかされる」という部分で、当事者自身がいかされ、新潟市の中に貢献する。障がいを持っている人も同じ市民として新潟市づくりに参画するのだという意味合いを示している。

・市民全員が人として、自分の力で生きていると実感できる新潟市があってほしいため、「だれもが『人』として生きていけるまち新潟市づくり条例」という条例の名称を提案する。また、差別解消を主題とした条例が適切ではないか。

・差別解消を主題にした条例が望ましいのではないか。条例の名称については、分かりやすいという意味で、「障がい者差別をなくする新潟市まちづくり条例」、略称「障がい者差別をなくする条例」を提案する。「障がい」というフレーズがないと、中身が全く見えてこない。

・「いかされ、幸せに暮らせる新潟市づくり」で「ハッピー条例」とか、だれもが１回聞けば耳に残ってすっと口に出せるような条例名というのもいいのではないか。

・条例の方向性としては、差別解消を主題とした条例と私は受け止めている。基本条例となれば、その部分の検討が必要。

~~≪報告書・提言書≫~~

~~・上記の名称案のとおり。~~

~~【参考】他自治体の条例名称~~

~~自治体名~~	~~名　　称~~
~~千葉県~~	~~障がいのある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例~~
~~北海道~~	~~北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例~~
~~岩手県~~	~~障がいのある人もない人もともに学び共に生きる岩手県づくり条例~~
~~さいたま市~~	~~さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例~~
~~熊本県~~	~~障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例~~
~~八王子市~~	~~障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例~~

３．定義

○　平成 23 年 8 月に改正された障害者基本法では、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害」を「障害」としたうえで、

「障害者」をこれらの「障害」がある者であって、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しており、法律で社会的障壁を位置づけ、障がいのある人の生活上の制限は、障がいによるものだけでなく、社会における様々な障壁によって生じるとしています。~~条例においては、障害者基本法と同様に定義することが考えられます。~~しかし、「難病という言葉が見えるように定義すべき」、「発達障がいは別に定めるべきではないか」などの委員意見があったことから、長崎県条例の定義を参考に下記のように定めることが考えられます。

○　~~一方で、~~差別（①「~~障がいを理由とした~~不当な差別的対応」と②「合理的配慮の不提供」）」については、障害者基本法や障害者差別解消法では定義されていませんが、条例では、どのような行為が差別にあたるのか、市民が共通の認識を持つことができるように、障害者権利条約や他自治体の条例を参考として、下記のとおり定義することが考えられます。

区　　分	説　　明
障がいのある人	~~身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であつて、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの~~ 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病を原因とする障がいその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの
社会的障壁	障がい~~がある者~~のある人にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
差別	客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不当な差別的対応を行うこと又は合理的配慮の不提供をいう。

~~障がいを理由とした~~ 不当な差別的対応	障がい及び障がいに関連する事由を理由として区別、排除、制限その他の異なる対応をすること~~（正当な理由に基づく場合でないもの）~~
合理的配慮~~の不提供~~	障がいのある人が障がいのない人と同じ事をするときに、障がいのある人の求めに応じて、市や事業者~~や~~・市民等の周りの人が、その状況に応じた変更や調整など~~の合理的配慮~~（お金や労力の負担が過度~~にかかりすぎ~~にならないもの）~~を行わないこと~~を行うこと

≪第９回委員意見≫

・「障がい者」の定義の中に、難病という言葉が見えるようにすべき。

・「障がい者」の定義の中で、精神障がいの中に発達障がいを含むとあるが、実際は少し違い、精神障がいではなく、脳の機能障がいなので、発達障がいは別に定めるべきではないか。

・合理的配慮について、難しいという感想を良く聞くので、最初に合理的配慮を説明し、その後合理的配慮の不提供に言及したほうがいいのではないか。

・「合理的配慮の不提供」について、「お金や労力の負担が過度にかかりすぎにならないもの」と記されているが、「過度にかかりすぎ」というと、相当負担が強いられるような印象を受けるので「過度にならないもの」とか、「かかりすぎにならないもの」という表現が適切ではないか。

~~≪提言書≫~~

~~【５条例の作成手順及び作成に必要なこと】~~

~~（７）条例は障がい観の転換（医学モデルから社会モデルへ）と、障がい者観の転換（保護の客体から人権の主体へ）に資するものであり、社会モデルの考え方から、どのように「障がい」を定義するかを検討すること。~~

~~≪委員意見等≫~~

~~・「差別的取扱いの禁止」については、明確にするために「不当な」を付け加える。合理的理由のある「区別」まで排除するものであってはならないと思う。~~

~~・「差別的取扱い」ではなく、「扱い」及び「対応」という言葉に変えるべきである。「取扱い」という言葉に「差別」を強く感じる。~~

４．市の責務・市民等の責務

○　市の責務・市民等の責務については、条例の目的等を踏まえ、引き続き検討していきます。

○　なお、市の責務・市民等の責務としては、下記のものが考えられます。

【~~たたき~~案】

事項	内　容
市の責務	条例の実施に責任を有し、障がいを理由とした差別をなくし、条例の目指すべき社会を実現するための施策を推進すること
市民及び事業者~~等~~の責務	①障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある人に対する差別をなくす取り組みを市と一体となって行うこと ②障がい当事者自ら~~の~~が、その「生きづらさ」や思いを積極的に周囲に伝え、障がいや障がいのある人に対する理解を深めていくこと

≪第９回委員意見≫

・責務の中に「多様性を受け入れる」という文言を入れてはどうか。

~~≪委員意見等≫~~

~~・行政だけではなく、障がい当事者が障がい者差別をなくす取組み（周知啓発・研修）をすべきではないか。~~

~~・障がいのある方たちが、自分のやって欲しいことを、障がいのない方たちに伝えていく必要があるのではないか。~~

~~・障がい者に対する理解を深めるための取組みに対して、行政のバックアップ（人的な支援や経済的な支援など）があると、より理解が深まるのではないか。~~

５．障がいを理由とした差別の解消

○　（【条例の目指す社会と一致させる】例：障がいのある人と障がいのない人が、共に普通に暮らせる社会）を実現するためには、市民一人一人が、多様性を受け

入れるとともに、障がいのある人への誤解･偏見をなくし、~~―~~ていくことが必要です。また、~~障がいを理由とした~~不当な差別的対応をせず、障がいのある人が障がいのない人と同じように生活するために必要な配慮を積極的に行うことが重要です。

○　そのため、~~障がいを理由とした~~差別（（１）「~~障がいを理由とした~~不当な差別的対応」と（２）「合理的配慮の不提供」の２種類に区分）を解消するための規定を設けることが必要です。

（１）~~障がいを理由とした~~不当な差別的対応

○　~~障がいを理由とした~~差別をなくすためには、条例において、障がい等を理由として区別、排除、制限その他の異なる対応をする「~~障がいを理由とした~~不当な差別的対応~~（※正当な理由に基づく場合でないもの）~~」を禁止（義務規定）することが必要です。

○　不当な差別的対応の内容について、「就職活動の応募の場合は“機会均等”であることを強調して条例に盛り込む」、「不当な差別的扱いについて、分野別に具体的に定める」など、条例に具体的な内容を盛り込むべきとの意見が出されましたが、一方で、条例全般の意見として、「どこまで条例文に盛り込み、どこまでをガイドライン等に盛り込むのかという課題がある」、「条例にすべてを盛り込むのは難しいので、委員の意見を基にガイドラインを作成する必要がある」との意見も出されたことから、具体的な内容を条例に盛込むか、条例と併せて策定するガイドラインに盛込むのかについては、引き続き検討していきます。

≪障がいを理由とした不当な差別的対応の具体的な内容≫

【福祉分野】

障がいを理由として福祉（サービス）の提供を拒むこと、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けること

【医療分野】

障がいを理由として医療の提供を拒むこと、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けること

【商品販売・サービス提供分野】

障がいを理由として商品の販売又はサービスの提供を拒むこと、若しくは制限すること、又はこれに条件を付けること

【労働分野】

（１）障がいを理由として募集・採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件をつける

こと

（２）障がいを理由として賃金、労働時間その他の労働条件、配置、昇進、降格、教育訓練又は福利厚生について不利益な取扱いをすること

（３）障がいを理由として解雇すること

【教育分野】

（１）本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと

（２）本人又は保護者への意見聴取や必要な説明を行わないで入学する学校を決定すること

【建物・公共交通分野】

（１）障がいを理由として建物その他の施設の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件をつけること

（２）障がいを理由として公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件をつけること

【住宅分野】

障がいを理由として住宅の賃貸等を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付けること

【情報・コミニケーション分野】

障がいを理由として情報の提供及び意思表示を拒んだり、制限したり、これに条件を付けること

≪差別と考えられる代表的事例≫

・飲食店で盲導犬の同伴を断られた。（視覚障がい）

・「Ａ駅には駅員がいない。Ｂ駅は今日の集計をしていて忙しく対応できない」との理由で、最寄のＡ駅ではなく、二駅先のＣ駅で降りることとなった。（肢体不自由）

・役所で障がい者手帳を受け取るときに、公的サービスの一覧を読み上げてくれたが、最初のいくつかの項目だけで読みあげを打ち切られてしまった。（視覚障がい）

・「当医院（内科・歯科・整形外科）では対応できないから他へ行ってください」と言われた。（精神障がい）

・探した物件は、当初保証人不要と言っていたのに、障がい者であることがわかると最終的には保証人が必要になった（不明）

≪第９回委員意見≫

・差別的対応等の具体的内容を条例に盛込むか、ガイドラインに盛込むかは、国の基本指針・対応指針等が出された後、検討するべき。

・「何が差別にあたり、何が合理的な取扱いなのか。」それぞれの分野において状況が異なるように思われる。よいガイドラインを作るには、多様な施設やサービスについての情報を集約していく必要がある。

~~≪委員意見等≫~~

~~【福祉分野】~~

~~・不当な差別的扱いについて、分野別に具体的に定める。~~

~~・行政機関及び関係職員の差別的発言や言動を禁止する。~~

~~【医療分野】~~

~~・「差別的取扱い」を事例等で明確にする~~

~~・精神疾患に対しての夜間の救急が市内では対応できない日があるため、救急に電話してもそれはうちでは受け入れられないと断られるということを聞いたことがある。また、持病に精神病があることを伝えると、受診を断られる（嫌な顔をされるなど）という現実がある。~~

~~【商品販売・サービス提供分野】~~

~~・希望者の能力を確認することなく、専門学校の入学を拒否することは差別に当たる。~~

~~【労働分野】~~

~~・「差別的取扱いの禁止」については、明確にするために「不当な」を付け加える。合理的理由のある「区別」まで排除するものであってはならないと思う。例えば、作業効率が著しく劣るような状況であれば、労働の対価である賃金が低いのはやむを得ないと思うし、逆にそんなに変わらないのに、低い場合は「差別」となる可能性が高い。~~

~~・障がい種別で受験資格を限定するのは差別に当たる。~~

~~・就職活動の応募の場合は“機会均等”であることを強調して条例に盛り込む必要がある。~~

~~【教育分野】~~

~~・「差別的取扱い」ではなく、「扱い」及び「対応」という言葉に変えるべきである。「取扱い」という言葉に「差別」を強く感じる。~~

~~・障がいを理由にして不合格にするのは理不尽。~~

~~【全般】~~

~~・どこまで条例文に盛り込み、どこまでをガイドライン等に盛り込むのかという課題がある。~~

~~・条例にすべてを盛り込むのは難しいので、委員の意見を基にガイドラインを作成する必要がある。~~

（２）合理的配慮の不提供

○　市…市については、障害者差別解消法と同様、障がいのある人が障がいのない人と同じ事をするときに、障がいのある人の求めに応じて、その状況に応じた変更や調整などの合理的配慮（お金や労力の負担が過度に~~かかりすぎに~~ならないもの）を行わない「合理的配慮の不提供」を禁止（義務規定）する必要があります。

○　事業者（障害者差別解消法第２条第７号に規定するもの）…「民間事業所については、努力義務規定の方が現実的と思料する。規模が小さい企業ではハード面での投資が難しいこともあるかもしれない」、「民間施設での設備面の整備については、一律に議論することは難しいのではないでしょうか」などの意見が事例分析を行う中で出されました。

また、「障害者差別解消法」においても、障がいのある人とその相手方の関係は様々であり、求められる配慮も多種多様であることから、合理的配慮について、一律に法的義務とするのではなく、民間事業者については、努力義務を課した上で対応指針（障害者差別解消法第 11 条に規定するもの）により自発的な取組を促すこととしています。

これらのことを踏まえ、事業者の合理的配慮については、努力規定とすることとし、今後、国が示す事業者のための対応指針を参考としながら、見直しを図ることが考えらます。

○　合理的配慮の内容については、個々の状況に応じて多様であり、一律に具体的な定義をすることは困難であるため、個別事案ごとに当事者双方で十分に話し合い、その内容を決めていくことが考えられます。

そのため、条例においては、合理的配慮の具体的内容を示すことはせず、条例と併せて策定するガイドラインの中で一定の基準を示すことが考えられます。ガイドラインについては、今後、国が示す対応要領や対応指針を参考とするとともに、状況の変化に応じて順次見直しを図ることが望まれます。

≪差別と考えられる代表的事例≫

・うつ状態で２～４週間の休養の診断書を提出したのに、上司に出社を強要された（精神障がい）

・職場で情報保障を行ってもらえない（聴覚障がい）

・白杖を持った視覚障がい者が単独でバスに乗車した際、席が空いていれば、一言「席が空いていますよ。」と運転手に声掛けしてほしい（視覚障がい）

・上肢まひもあり車で移動している身障者が、駐車場の駐車券が取れないために、利用できないでいる（肢体不自由）

・行政からの市民向けの広報において、視覚障がい者でも読める、点字・録音・データでの提供がないときがある（視覚障がい）

≪第９回委員意見≫

・合理的配慮を行う事業者に対して、市から補助金を出すという仕組みを条例に盛込めないか。

~~≪委員意見等≫~~

~~【福祉分野】~~

~~・障がいのある子を受け入れるにあたり、人的増員対応や設備的な改善が必要と判断された場合は、市は、その多大な事業者負担に対しての財政的支援に関して共通の責任を負う事を明確にする。~~

~~【商品販売・サービス提供分野】~~

~~・特に飲食店や旅館などでは、事業主としての立場も出てくるので、義務規定は厳しい。努力義務規定にするなど、柔軟性が必要。~~

~~・“本人の直筆でなければ認められない”や“物の場所を教えてと頼んだら文句を言われた”などは明らかな差別であるので、差別事例の代表例として条例の中で具体的に示す必要がある。~~

~~・民間施設での設備面の整備については、一律に議論することは難しいのではないでしょうか。業種ごとのガイドラインを待つという選択肢もあるのではないでしょうか。~~

~~・お金はかかるが、障がい者が他人に頼らなくてもお風呂に入れるように貸切風呂を作る。~~

~~【労働分野】~~

~~・合理的とはどこまでかわからないが、それはひとつひとつのケースの事後対応において個別具体的な線引きをし、積み上げて、ある程度の基準ができるとよい。~~

~~・民間事業所については、努力義務規定の方が現実的と思料する。規模が小さい企業ではハード面での投資が難しいこともあるかもしれない。障がいの特性によっては、雇用できないこともあることを理解いただきたい。~~

~~【建物・公共交通分野】~~

~~・全ての施設で、障がいのある人の要望全部に対応するのは難しい。~~

~~【情報・コミニケーション分野】~~

~~・条例には行政の義務であることを入れる。民間は努力義務。~~

~~【全般】~~

~~・どこまで条例文に盛り込み、どこまでをガイドライン等に盛り込むのかという課題がある。~~

~~・条例にすべてを盛り込むのは難しいので、委員の意見を基にガイドラインを作成する必要がある。~~

◎その他の意見

・すべての人に対する差別がなく、みんなが大事にされるということをまず先に述べて、障がいのある方には合理的配慮をきちんと提供するのだということを延べ、三つ目に、一人ひとりの個人のニーズ　が尊重されるという、ある意味での階層性を入れたような条例が良いのではないか。

・前文を設けるか検討が必要。